

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
1	目的（再エネ導入促進の削除）	○目的の最後の文について、「…再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的とする」の「促進」を削除してほしい。福島県は世界で一番太陽光パネルが多いことからこれ以上促進する必要はないのではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○異常気象による大規模な災害が多発するなど、地球温暖化に伴う弊害が世界中で顕在化し、この地球温暖化防止のためには、ゼロカーボン社会の実現に向けた取り組みは重要であり、本市においても、ゼロカーボン社会の実現を目標としており、条例に基づく設置禁止区域以外では、適正な再生可能エネルギー発電施設の設置は認めていくべきと考えます。そのため、「地域共生型の再生可能エネルギーには積極的に取り組む」という「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨を条例前文に規定しております。 なお、再生可能エネルギー発電施設の設置にあたっては、本条例による厳しい基準の全てを満たす必要があり、発電施設と地域との共生が図られるものと考えております。	
2	定義（対象の拡大）	○バイオマス発電施設設置による大気汚染や水質汚染、火災発生のおそれ等の問題を考慮し、バイオマス発電施設等の発電施設も条例の対象とすべきではないか。	骨子の修正はいたしません、今後の検討課題とします。	○異常気象による大規模な災害が多発するなど、地球温暖化に伴う弊害が世界中で顕在化し、この地球温暖化防止のためには、ゼロカーボン社会の実現に向けた取り組みは重要であり、本市においても、ゼロカーボン社会の実現を目標としており、条例に基づく設置禁止区域以外では、適正な再生可能エネルギー発電施設の設置は認めていくべきと考えます。そのため、「地域共生型の再生可能エネルギーには積極的に取り組む」という「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨を条例前文に規定しております。 ○近年、本市の山あい到大規模な太陽光発電や風力発電の施設設置が相次ぎ、保水機能の低下によって災害の発生や水不足が危惧され、ふるさとの景観が損なわれるおそれから、市民の不安・懸念が高まっております。このような背景から、本条例による規制の対象を、太陽光発電施設及び風力発電施設としてまいりました。条例の対象となる発電施設の区分（種類）については、今後の検討課題とさせていただきます。	
3	定義（風力発電施設を対象とした理由）	○本条例案において対象施設に風力発電施設を加えた合理的な理由はなにか。 ○太陽光発電施設および風力発電施設のそれぞれの特徴と影響をどう判断しているか。災害発生リスクの観点において、特に土地改変における特徴（太陽光は面、風力は点と線）と面積に差異があると考えるが、これらについてどのような見解のもと、本条例案を策定されているか。	条例に規定すべき内容ではないと考えられるため、骨子の修正はいたしません。	○近年、本市の山あい到大規模な太陽光発電施設の設置が相次ぎ、保水機能の低下によって災害の発生や水不足が危惧され、ふるさとの景観が損なわれるおそれから、市民の不安・懸念が高まっております。このような背景から、ノーモア メガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 一方、風力発電施設については、主に風向が良い山地が事業用地に選定されること、また、事業区域が広範囲となり、太陽光発電施設の設置によって地域住民が感じるものと同様の不安感はぬぐえないものと捉えております。 本条例は、市民の生命・財産を守り、本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐことを目的としていることから、太陽光発電施設だけでなく風力発電施設も対象としております。 なお、太陽光発電施設と風力発電施設が及ぼす周辺環境等への影響は必ずしも同様でないため、禁止区域等を区別して設定するものです。	
4	定義（附帯設備の範囲）	○再生可能エネルギー発電施設の附帯設備とはなにを想定しているか。	施行規則等に規定予定ですので、骨子の修正はいたしません。	○パワーコンディショナー、接続箱、電力変換装置、変圧器等を附帯設備と捉えております。	
5	禁止区域（太陽光と風力）	○メガソーラーや林立する風力発電施設は再生可能エネルギーと言いながら、環境にかなりの負担をかけます。風力発電施設の禁止区域を太陽光発電施設の禁止区域と同様にすべきではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○近年、本市の山あい到大規模な太陽光発電施設の設置が相次ぎ、保水機能の低下によって災害の発生や水不足が危惧され、ふるさとの景観が損なわれるおそれから、市民の不安・懸念が高まっております。このような背景から、ノーモア メガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 一方、風力発電施設については、主に風向が良い山地が事業用地に選定されること、また、事業区域が広範囲となり、太陽光発電施設の設置によって地域住民が感じるものと同様の不安感はぬぐえないものと捉えております。 本条例は、市民の生命・財産を守り、本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐことを目的としていることから、太陽光発電施設だけでなく風力発電施設も対象としております。 なお、太陽光発電施設と風力発電施設が及ぼす周辺環境等への影響は必ずしも同様でないため、禁止区域等を区別して設定するものです。	
6		○太陽光発電と風力発電で禁止区域が同一でない理由はなにか。 例えば風力発電においても、指定文化財等の区域も太陽光発電と同様に禁止区域として設定すべきではないか。			
7		○風力発電の方が禁止区域が狭ことが気になる。風力発電施設に関しては、現在は問題は少ないように感じられますが、低周波問題、バードストライク問題、山の尾根を削る問題など、今後、問題がどんどん増えていく。太陽光発電と同じ禁止区域にしないと、今度は風力発電施設ばかりになり、これも問題となるのが目に見えているので、先手を打つためにも禁止区域を山地全てにしてほしい。			
8		○風力発電施設の禁止区域について、太陽光発電施設禁止区域条件と同じにしてほしい。風力発電施設と太陽光発電施設は何の違いもありません。特に風力発電は山の尾根への設置を禁止してほしい。			
9	禁止区域（山地）	○許可基準（要件）に適合すれば設置許可されることとなるが、森林伐採の不可逆性などを考慮し、自然破壊につながる山地での設置は認めないでほしい。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、森林の伐採等により災害発生リスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に則り、法令上可能な範囲で発電施設の設置禁止区域を設定するとともに、適正な設置及び管理に関する規定を定めております。	

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
10	禁止区域（拡大）	○山地への太陽光発電、風力発電は森林伐採をとしての設置はもとよりゴルフ場跡地や耕作放棄地などへも全て禁止して下さい。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、森林の伐採等により災害発生リスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に則り、法令上可能な範囲で発電施設の設置禁止区域を設定するとともに、適正な設置及び管理に関する規定を定めております。ゴルフ場跡地や耕作放棄地を一律に設置禁止とすることは、財産権に過度な制限をかけることとなり、困難であると考えます。	
11	禁止区域（他法令との関係）	○禁止区域に設定された各区域は、関係法令により開発の許可制度等が設けられており、適切な手続きを経れば許可取得が可能であるとの理解である。にもかかわらず、本条例案にて禁止区域における事業を例外なく禁止するのはなぜか。当該事業を一律禁止とする必要性及び手段の相当性がないと考える。 ○他方、開発の許可制度に則った発電事業も、市での設置可否判断の必要性は同意するところであり、これらを踏まえ、禁止区域ではなく抑制区域とし、関係法令における開発に伴う許可手続きと併せて、本条例における設置許可の申請とすべきではないか。 野生動物の保護、管理は特に環境保全や獣害防止等の観点から重要であるが、特別保護地区を除く鳥獣保護区は関係法令において開発行為等に伴う許認可手続きを要さないことから、禁止区域ではなく抑制区域とすべきではないか。	十分に検討を行った結果、骨子の修正はいたしません。	○本条例の禁止区域は、市民の生命及び財産を守り、豊かな自然環境を次世代に守り継ぐことの公益性の観点で設定しております。既存の関係法令との関係については、規制目的が必ずしも合致はせず、政策目的を達するために発電施設の設置禁止区域を設定したところです。 ○本市では、令和5年8月にノーモア メガソーラー宣言を発出するなど、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 本条例は、本市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の設置状況等の現状を考慮し、発電施設の設置禁止区域の設定や許可制を導入し実効性を重視したものであるため、抑制区域ではなく禁止区域を設定することとしております。	
12	禁止区域（禁止区域の例外）	○地域共生型の再生可能エネルギー導入に際しては、周辺地区との合意形成は肝要と考える。禁止区域内においても周辺地区との合意形成が図られている発電事業は、地域共生型の施設として例外とするのはいかがか。	十分に検討を行った結果、骨子の修正はいたしません。	○地域共生型の再生可能エネルギー発電施設とは、災害や水資源、景観と歴史文化等にネガティブな影響を地域にもたらすリスクが低い施設と考えています。 近年、本市の山あい到大規模な太陽光発電施設の設置が相次ぎ、保水機能の低下によって災害の発生や水不足が危惧され、ふるさとの景観が損なわれるおそれから、市民の不安・懸念が高まっております。このような背景から、本市では、ノーモア メガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 本条例の禁止区域は、市民の生命及び財産を守り、豊かな自然環境を次世代に守り継ぐことの公益性の観点から、風力発電施設を加え設定しております。 周辺地区との合意形成だけをもって設置を容認することは、本条例の目的を達成するために十分ではないものと考えております。	
13	禁止区域（拡大）	○砂防指定地の上流域で禁止区域に指定されていない範囲があります。砂防指定地の溪流の溪岸は急傾斜地であり、豪雨時のピーク流量を抑えて、溪岸の崩壊を防ぐ必要があります。大規模な森林伐採は行われるべきではありません。森林法でカバーできない範囲は条例で規制すべき。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○禁止区域の設定にあたっては、法令等に定められた区域のうち、災害発生リスクなど発電施設の設置により生活環境へ与える影響等を検討のうえ、他法令等から引用することにより設定しております。 砂防指定地の上流域は、集水区域となっている場合があり、土砂災害等の原因とはなり得ますが、現に災害が発生する可能性が高い区域としては砂防指定地や他法に基づく地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域等であると捉えております。 よって、現時点においては、砂防指定地の上流域を禁止区域に設定する予定はございません。	
14	近隣住民等への説明及び意見の聴取	○町内会長や一部の地元有力者の同意をもって、周辺住民の同意を得たとするようなアリバイ作りを認めるべきではないと思う。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、町内会長をはじめ発電施設の設置により影響を受ける方も含め、広く近隣住民等として定義しております。設置許可を受けようとする発電事業者は、近隣住民等への説明会を必ず開催し、説明会参加者からの意見に対し誠実に回答しなければならないこととしております。また、説明会に参加できない方も発電事業者意見提出できる期間を設けることとしております。	
15	近隣住民等への説明及び意見の聴取	○近隣住民への説明及び意見の聴取のために発電事業者と住民のほかに市と許可権者も含めた協議会等を設置願う。	条例に規定せず、行政指導で対応すべきなので、骨子の修正はいたしません。	○発電事業者が行う説明会において、近隣住民等の意見に対し必要な協議と回答を行い、市はその結果の報告を受けることとなります。 本条例に基づく協議会の設置はいたしません。が、地域の方々と発電事業者の調整が必要であると判断されるときは、市から発電事業者に対し、指導や助言をすることにより地域との調和を図ってまいります。	

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
16	近隣住民等への説明及び意見の聴取（対象者の拡大）	○先達山の開発など、市民への影響がとて大きいため、メガソーラー発電所、風力発電所設置する場合の説明会は全市民が参加できる説明会とすること。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、説明会の対象となり意見を提出できる近隣住民等の範囲を発電施設からの一定距離の区域居住者のほか、災害等が発生した際に影響を受けるおそれがある方、生活環境に影響を受けるおそれがある方、発電施設の実施により影響をうけるおそれのある観光業や農林水産業等の事業者の方々など、合理的かつ広範に設定しております。 また、設置許可や各種届出の段階で発電事業者にはその内容を公表することを義務付けており、これにより事業計画が広く周知されるものとなります。 ○発電事業者は説明会開催後に意見に対する協議状況や回答内容などの経過を市へ報告することとしており、この内容は市が適切な配慮のもと公表することとしております。	
17		○「近隣住民への説明及び意見の聴取」は当然として、全市民対象の説明会及び意見の聴取は絶対必要であると考える。			
18		○事業者から説明を受け、事業者に対して意見を述べるができる範囲を近隣住民等に限るべきではありません。景観や騒音は個人によって受け取り方が異なります。先達山の太陽光発電や吾妻高原の風力発電の例を考えれば、郷土の自然環境、歴史・文化を重んじる前文の趣旨に沿って、最低でも関心のある市民全員とすべき。 また、「骨子」の3. 市の資格において「周辺自治体に協力を求める等必要な措置を講じる」とあるのですから、周辺自治体の市民にも同等の資格を認めるべきです。 ○資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024年2月策定、以下、ガイドライン）により、事業者に対して同庁への提出が求められている説明会の「議事録」や「質問と回答」は説明を受けた者に（プライバシーに配慮した形で）公開されるべき。			
19	費用の確保（担保する制度化）	○「再生可能エネルギー発電施設を撤去するために必要な費用その他発電事業の廃止に要する費用」に関して、費用確保を担保する制度が必要ではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○撤去費用等の確保については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき廃棄等費用積立制度が創設されました。これにより、法に基づく認定事業者は、原則として認定期間の終了前10年間を積立期間とする義務が課されることとなります。当該認定事業者以外の発電施設の解体・撤去に係る制度化に関しても、国において検討が進められており、市として動向を注視してまいります。 本条例では、事業者に対して撤去費用等の確保を義務化し、当該費用の確保状況を定期報告において毎年度確認することで実効性を高めていくこととします。 ○発電事業終了後の原状回復の義務化に関しては、事業者の権利保護の観点から、法的に困難であると法律家から助言をいただいております。そのため、本条例では、発電事業廃止後の原状回復を努力義務として規定し、原状回復のあり方等について運用マニュアル等で示しながら、適切に事業者を指導してまいります。	
20		○発電事業者は、FITの固定買取期間が終了すれば、発電施設が不要となりどこかに行ってしまうことは目に見えている。発電開始時から撤去費用、リサイクル費用、植栽などの原状回復の費用を市に払う義務を条例に盛り込むべき。			
21		○太陽光パネルについて、安全な廃棄方法が確立していないことは問題は大いなので、廃棄の処理費用を担保として福島市に預ける制度を作って欲しい。			
22		○パネルの処理費用を契約時に業者に対してあらかじめ預託金として預かることを希望する。			
23	設置許可	○許可基準は満たしても、隣接地に複数件の申請がなされた場合など、申請後に状況が変わる場合がある。条文を「許可することができる」、「許可しないことができる」などの規定としてはどうか。	条例に規定すべき内容ではないと考えられるため、骨子の修正はいたしません。	○本条例においては、「市長は、設置許可の申請があったときは、基準のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない」と規定しており、市長が恣意的に判断するのではなく、基準に照らして一律に許可を判断することとしております。 また、既存の発電施設に隣接して新たに発電施設を設置するなど、一体的な事業計画と判断される場合は、改めて全体で設置許可を要することとしております。	
24	許可基準（他法令の適合）	○許可基準について、安全性を考慮し建築基準法や市民の健康を考慮し土壌汚染対策法を適用すべきではないか。	条例案に規定済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例の適用をもって、他法令の適用が除外されることはなく、他法令の適用を受ける場合は、当該法令の基準等をもって届出や許認可の申請が必要となります。 本条例に基づき設置許可を受ける場合は、関係法令の基準に適合していることを許可基準としているため、関連する法令についての担当部署と適切に協議を行うことや、他の許認可の見込みなどを確認することとします。 なお、一般的に発電施設は工作物に該当するため、建築基準法の適用は受けませんが、設置許可の審査において施設の強度等について、建築基準法の規定を一部準用して適用させることとします。	
25	許可基準（許可の条件）	○設置許可に付すことができる許可条件に「市民の健康・生命・財産」を言及すると有効な許可基準になると思う。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、市民の生命・財産等を守るため、設置禁止区域を設けるとともに、設置許可基準を規定し、発電施設の設置や設置後の適正な維持管理を発電事業者に求めるものです。 また、設置許可にあたり、「災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全並びに地域との調和に関して必要な条件を付すことができる」と規定しております。 なお、健康を守ることは、生命を守ることに包含されるものと考えております。	

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
26	許可基準（火山群内の設置禁止）	○噴石による太陽光パネル破損に起因する火災防止の観点から「火山群内部にメガソーラー施設を設置しないこと」という許可基準が必要ではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○活火山である吾妻山においては、過去の記録によると火口から最大1.5 kmまで噴石が飛散した経緯があります。本条例で指定する禁止区域には過去の吾妻山の噴石飛散の過去実績区域が包含されております。	
27	許可基準（反射光による健康被害防止措置）	○雪目防止の観点から、「太陽光パネルに反射した太陽光が、パネルを見上げた市民の目に入らない場所に設置すること」という許可基準を設けるべきではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○一律に反射光が市民の目に入らない場所に設置場所を限定することは、合理的に困難であるものと捉えております。本条例では、許可基準に「反射光、騒音等による近隣住民の生活環境への被害を防止するための措置が、規則で定める基準に適合していること」と規定しており、規則等において適切な具体の許可基準を定めることとしております。	
28	許可基準（反射光による火災予防措置）	○火災予防の観点から、「太陽光パネルに反射した太陽光が一個所に集まらないよう、設置場所や反射方向を考慮しなければならない」という許可基準を設けるべきではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、許可基準に「反射光、騒音等による近隣住民の生活環境への被害を防止するための措置が、規則で定める基準に適合していること」と規定しており、規則等において適切な具体の許可基準を定めることとしております。	
29	許可基準（景観）	○景観を損なう恐れがあるソーラー施設は一切不許可にする厳しい条例を設けるべきではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○景観を損ねる恐れがあることだけをもって、一律に不許可とすることは財産権に過度な制限をかけることになり、合理的に困難であると考えております。本条例では、許可基準に「景観を保全するための措置が、規則で定める基準に適合していること」と規定しており、規則等において適切な具体の許可基準を定めることとしております。	
30	許可基準（斜面への設置禁止）	○土砂崩れの心配のある斜面への発電施設の設置をさせないようにするべきではないか。	条例案に規定済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、土砂災害等の発生リスクが高いとされる、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を禁止区域としており、再生可能エネルギー発電施設の設置はできないこととなります。また、禁止区域以外では設置許可制を導入し、本条例に設置許可基準を規定しており、すべての基準をクリアしたものののみ設置可能となります。	
31	許可基準（防災対策等）	○工事の手順、雨水対策、濁水対策及び土砂流出防止対策を具体的に記載願います。	施行規則等に規定予定ですので、骨子の修正はいたしません。	なお、条例の施行規則等において、許可基準をより具体化し、盛土等を行う際の設計基準や雨水等を適切に排水できるような土地利用計画の基準を定めることとしております。	
32	許可基準（許可条件）・その他	○条例で設置のために以下のような厳しい条件を設定する必要があると思う。 ①建設と土地占有に対して税金を課すこと。 ②電力の供給先を福島市内の施設や住居等に限定すること。 ③災害や人的被害が起こった際にかかる費用をすべて事業者が負担すること。	十分に検討を行った結果、骨子の修正はいたしません。	①先行自治体のような課税による抑制方法もありますが、本条例では禁止区域の設定や設置許可制の導入など、より強く規制することを優先したものであります。 ②電力の供給先を福島市へ限定することを条件とすることは、営業の自由ないし保障された権利との兼ね合いから発電事業者に過大な負担を強いることとなり、困難であると考えます。 ③発電施設や発電事業に起因して発生した災害や人的被害の責任や復旧等に係る費用の負担は、設置の条件とするまでもなく、当然に発電事業者が負うべきものであると考えており、条例では災害や事故等からの復旧や報告を発電事業者の義務として規定しております。	
33	許可基準（許可条件）	○送電線から電磁波が大量に発生し、人体に甚大な健康被害が発症する恐れがあるだけでなく、自然災害の心配もあるため、メガソーラー設置の際は、地下送電を必須条件してほしい。	十分に検討を行った結果、骨子の修正はいたしません。	○メガソーラーを設置するための許可条件として、一律に地下送電を必須条件とすることは、発電事業者に対して過大な負担を強いることとなり、困難であると考えます。	
34	許可基準（送電鉄塔）	○吾妻山の送電線塔がいやに目立ちます。発電施設の設置にあたっては、新たな塔は建てない工夫をお願いしたい。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、森林の伐採等により災害発生リスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に則り、法令上可能な範囲で発電施設の設置禁止区域を設定しております。これにより再生エネルギー発電施設の設置による新たな鉄塔の設置は抑制されるものと考えております。	
35	変更許可・地位の承継等	○発電事業を相続する場合、相続人間の紛争で承継者が定まらない場合の対応はどうか。 ○事業が悪化し、廃業を余儀なくされる事態も考えられる。廃業したときに、原状回復を図れるか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○発電事業を相続する場合、発電事業の地位を承継した者は、条例の規定に基づき市長に対して届出を提出することとなります。 相続人間の紛争は当事者間で調整を図っていただくべきと考えます。 ○発電事業終了後の原状回復の義務化に関しては、事業者の権利保護の観点から、法的に困難であると法律家から助言をいただいております。そのため、本条例では、発電事業廃止後の原状回復を努力義務として規定し、原状回復のあり方等について運用マニュアル等で示しながら、適切に事業者を指導してまいります。 また、発電施設撤去に関しては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき廃棄等費用積立制度が創設されました。これにより、法に基づく認定事業者は、原則として認定期間の終了前10年間を積立期間とする義務が課されることとなります。当該認定事業者以外の発電施設の解体・撤去に係る制度化に関しても、国において検討が進められており、市として動向を注視してまいります。 本条例では、事業者に対して撤去費用等の確保を義務化し、当該費用の確保状況を定期報告において毎年度確認することで実効性を高めていくこととします。	

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
36	維持管理及び保守点検	○「発電事業者による発電施設のメンテナンスが適正に行われること」を条例の規定に追加してほしい。	条例案に規定済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、維持管理及び保守点検の義務規定を定めております。	
37	原状回復	○原状回復策について明確に記載していただきたい。失った自然、風景、歴史文化等をどのような工程で復元回復するのか具体的な内容を記載願います。	条例案に趣旨を反映済み、行政指導で対応すべきなので、骨子の修正はいたしません。	○発電事業終了後の原状回復の義務化に関しては、事業者の権利保護の観点から、法的に困難であると法律家から助言をいただいております。そのため、本条例では、発電事業廃止後の原状回復を努力義務として規定し、原状回復のあり方等について運用マニュアル等で示しながら、適切に事業者を指導してまいります。 また、発電施設撤去に関しては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき廃棄等費用積立制度が創設されました。これにより、法に基づく認定事業者は、原則として認定期間の終了前１０年間を積立期間とする義務が課されることとなります。当該認定事業者以外の発電施設の解体・撤去に係る制度化に関しても、国において検討が進められており、市として動向を注視してまいります。 本条例では、事業者に対して撤去費用等の確保を義務化し、当該費用の確保状況を定期報告において毎年度確認することで実効性を高めていくこととします。	
38	原状回復・費用の確保	○原状回復を義務化して、原状回復に要する費用を市が預かるべきではないか。			
39	撤去義務・原状回復努力義務	○設置期間終了後は必ず、ゴミ一つ残さず撤収まで行うこと、自然環境を元に戻す努力を最大限すること。			
40	原状回復	○原状復帰に関して以下の内容を条例の規定に追加してほしい。 ①事業者による発電事業終了後の原状復帰を明文化して、そのための積立金制度を事業者が設けなければならないことを義務付ける点。 ②原状復帰を監督する機関を市当局が設置・運営すること。 ③原状復帰後のトラブルについても、メガソーラーおよび風力発電に起因するものと認められるものは、事業者の責任において原状復帰すること。 ④これら原状復帰の工事や作業においても、地元住民とのコミュニケーションを取りながら行われるようにすること。	条例案に趣旨を反映済み、行政指導で対応すべきなので、骨子の修正はいたしません。	○発電事業終了後の原状回復の義務化に関しては、事業者の権利保護の観点から、法的に困難であると法律家から助言をいただいております。そのため、本条例では、発電事業廃止後の原状回復を努力義務として規定し、原状回復のあり方等について運用マニュアル等で示しながら、適切に事業者を指導してまいります。 ①発電施設撤去に関しては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき廃棄等費用積立制度が創設されました。これにより、法に基づく認定事業者は、原則として認定期間の終了前１０年間を積立期間とする義務が課されることとなります。当該認定事業者以外の発電施設の解体・撤去に係る制度化に関しても、国において検討が進められており、市として動向を注視してまいります。 ②本条例では、撤去費用の確保を義務として、原状回復を努力義務として規定しており、市が関与するなか、発電施設の撤去やその後の原状回復が図られていくものと考えます。 ③原状回復後に限らず、発電施設等に起因する事故や災害については、当然に事業者の責任において復旧すべきものと考えます。 ④発電事業者が、原状回復を含め、地域住民とのコミュニケーションを大切にし、地域の信頼を得ながら発電事業を行うよう、市としても必要に応じて適切な指導等を行っていく考えです。	
41	地位の承継等	○発電施設設置後の事業承継や合併により、実績のない会社や中国系企業が参入する例があった。発電事業のみを法に則って行うならまだ良いが、国際常識・メンタリティが通じない者もいます。 また、外国資本の参入は市民の財産が外国へ流れ出ることも意味します。現在の先達山やあづま、水原の惨状で心を痛めてる市民が多くいますが、その精神的被害も外国資本が原因で伴うものです。市民を守る対策（審査や許可制）を定めていただきたい。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○事業の承継や合併そのものを規制し、外国資本の参入を阻止することは法的に困難ではありますが、本条例では、事業内容を変更する際は変更許可申請を義務付けし、地位承継の際はその届出を義務付けするなど、適正な施設の管理が図られるよう規定を設けております。	
42	立入調査	○発電事業者に責任感と緊張感をもって事業を進めてもらうことを担保するため、事務所を除き、事業区域の観察・点検は不定期に行い、問題点を指導する態勢が必要ではないか。	条例案に規定済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、発電施設の適正な管理が図られるよう、市が実施する立入調査や指導及び助言については、必要に応じて不定期に行うこととなります。	
43	勧告・措置命令・罰則規定	○無許可事業者に対する中止指示、原状回復は緊急性が高いと考えられるから勧告ではなく即措置命令を発する対応が必要で、応じない場合の罰則を設けて実効性を担保すべきではないか。	骨子の修正はいたしません、今後の検討課題とします。	○本条例では、許可を受けないで発電事業を実施する者に対しては、勧告、措置命令、公表を可能とする規定を定めておりますが、より緊急性が高い事案については、条例の規定によらず適正に行政指導等を行うこととしております。 なお、本市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の設置状況等の現状を考慮し、本条例において発電施設の設置禁止区域の設定や許可制を速やかに導入する必要があると考えております。 罰則規定については、今後の状況に応じ、その有効性を研究し、必要性を検討してまいります。	
44	許可の取消し	○許可後条件を履行しないもの（違反者）に対する許可取消条件を厳しくし、大災害発生等の前に許可中止や取消を速やかに行える仕組みを条例に組み込むべきではないか。	条例案に規定済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、設置許可後においても、発電事業に係る定期報告を受け、設置許可基準に適合しない場合は、立ち入り調査や助言指導を行うとともに、勧告や改善命令、許可取り消しをも可能とする規定を定めております。	

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
45	許可の取消し	○設置許可、設置許可の取消し条項を設けてほしい。	条例案に規定済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、設置許可基準を規定し、これに基づく設置許可又は変更許可の取消し条項を設けることとしております。	
46	手数料	○設置許可手数料について、発電事業者にメリットがないような金額に設定すべき。また、再生可能エネルギー発電施設の設置がなされ、税金を徴収する場合は、適切な金額に設定すべきではないか。	骨子の修正はいたしません、今後の検討課題とします。	○本条例に基づく設置許可の申請に対する審査は、都市計画法に基づく開発行為の許可申請に対する審査と同等と考えられるため、当該開発行為許可審査手数料と同様の手数料を設定しております。 また、先行自治体のような課税による抑制方法もありますが、本条例は禁止区域の設定や設置許可制の導入により規制することといたします。 なお、法定外税として再生可能エネルギー発電事業者へ自治体独自の税率を課すことについては、今後、必要に応じて検討いたします。	
47	情報の開示・条例の適正運用	○「骨子」では、市長の裁量に委ねられている項目が多くあります。市長や行政が条例の趣旨に沿った運用をしているか、チェックする仕組みが必要である。インターネットによる情報発信等で、広く市民に知らしめることが必要と考える。	条例案に規定済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例に基づく許認可事務については、行政権を逸脱することのないようこれまでの行政運営同様に適正に対応してまいります。 また、本条例の施行に合わせて施行規則を定めるとともに、運用マニュアル等の作成も検討しております。さらに、専門的な知見が必要な場合などは、必要に応じて外部有識者である市環境審議会に諮問できることとし、適切な判断を行うなど、より公平公正な条例の運用に努めてまいります。 なお、本条例では、設置許可申請等手続きの各段階で、市からも事業計画等の情報を公表するなど、手続きの進捗状況などを広く市民にお知らせすることとしております。	
48	適用関係（既存発電事業者への適用）	○発電中のメガソーラー及び工事中の事業者に対して、条例を遡及適用させて規制すべきではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○法の不遡及の原則により、本条例を遡及して適用することは困難であります。しかし、条例施行日前に設置済み又は工事中の既存発電施設に対して、条例施行後の事象に対する義務を課すことは合理的な範囲で可能であると捉えております。 そのため、本条例では、附則において、土砂流出防止のための維持管理や災害発生時の復旧等、一部の義務規定を稼働中及び工事中の発電事業者に適用することとしております。	
49		○既に実施している発電事業者にも条例の適用を受けさせるべきではないか。			
50		○現在工事中の発電施設にも条例で対応してほしい。			
51	条例項目の追加（罰則規定）	○事業者の不当な動きを抑止し、条例の実効性を高めるために罰則規定を設けるべきではないか。	骨子の修正はいたしません、今後の検討課題とします。	○本条例では、発電事業者の責務を理念として示し、条例に基づく各種手続き、近隣住民への説明、維持管理、撤去費用確保、定期報告等を義務として具体的に規定することで、より条例の実効性が高まるものと考えております。 ○罰則の規定を設けるためには、検察庁との協議など手続きに相当期間を要することとなります。 本市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の設置状況等の現状を考慮し、本条例において発電施設の設置禁止区域の設定や許可制を速やかに導入する必要があると考えております。 罰則規定については、今後の状況に応じ、その有効性を研究し、必要性を検討してまいります。	
52		○発電事業者の責務について、市条例の有効性を高めるために、努力義務規定でなく義務規定とし、義務違反者には罰金（罰則）を科すものにするべきではないか。			
53	条例項目の追加（市民の介入）	○市民の署名により再度許可の審査・取り消しを行うことができる条項を設けるべきではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例に基づく許認可事務については、行政権を逸脱することのないよう公平、公正に適切な運用を行う必要があります。地域住民の署名等により再審査や許可取消しが行えるとなると、条例運用の公平性を欠くことになりかねません。したがって、本条例ではどのような場合に許可が取り消されるかを明確にした許可の取消し規定を定めております。 また、その際の審査等に専門的な知見が必要であると判断された場合は、福島市環境審議会へ諮問することとしております。	
54	条例項目の追加（事業者への費用負担）	○事業者に対し、自然環境破壊、災害発生、景観阻害に伴う補償金等の金銭負担させるべきではないか。	条例に規定せず、行政指導で対応すべきなので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、発電施設の設置等が原因となり、事故や災害が発生した際の報告や復旧を義務付けており、その費用は、当然に発電事業者が負担するものであります。 また、地域に損害等が発生した場合は発電事業者が賠償責任を負うものと考えております。	
55		○メガソーラーの事業者に対し、災害保全、環境侵害に伴う環境保護費用負担を求めるべき。			
56	条例項目の追加（森林伐採の代替措置）	○木々の伐採により、CO2吸収量および酸素の産出量も減ることから地球温暖化も進みます。それなのに「再生可能エネルギー」という名のもとに太陽光パネルおよび風力発電を設置することに甚だ疑問を感じる。 失われた木々の分、別の地域に伐採した木々と同じ本数の植林・植樹を行うことを義務付けていただきたい。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、森林の伐採等により災害発生リスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に則り、法令上可能な範囲で発電施設の設置禁止区域の設定や適正な設置及び管理に関する規定を盛り込むこととしております。 本条例に発電施設の設置のために伐採した木々の代替措置として他の地域への植林、植樹等を義務化することは、発電事業者に過大な負担を強いることとなるため、困難であると考えます。 なお、このような代替措置をとることにより、山地等へのメガソーラーの設置を認めることは、本条例の趣旨に反するものと考えます。	

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
57	その他（パブコメ制度）	○パブリック・コメントの実施にあたって条例（案）が示されていない。	条例に規定すべき内容ではないと考えられるため、骨子の修正はいたしません。	○パブリック・コメントにおいては、条例案の骨子に対して意見を募集しており、提出された意見を基に最終的な条例案を作成することとしております。なお、条例案の骨子はほぼ条文と同一の内容となっております。	
58	その他（条例の手続き）	○市民からの通報に対し、速やかに対応する「初動対応の強化」が必要ではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、設置許可申請前に必ず市と発電事業者において事前協議をすることとしております。事前協議をすることによって、より早い段階で発電事業計画を把握し、課題がある場合には事業者への指導等が可能となります。 また、発電施設に何らかの事故や災害等が発生した際には、直ちに復旧や必要な措置を講じるとともに、事業者から事故等の報告を義務としております。市としても立入調査等により早期の現場確認等を可能としております。さらに、事業者に対し非常時の連絡先の公表も義務としており、事業者に対して直接的に連絡することも可能となるなど、市民からの通報によらずとも、市としてより速やかな初動対応を可能としております。	
59	その他（条例の手続き）	○福島市に「情報発信力」をつけてほしい。	条例案に規定済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例においては、設置許可、設置工事着工届、設置工事完了届、撤去開始届、撤去完了届、許可事業の廃止等条例に基づく手続きの各段階において、発電事業者に対し、その内容を公表することを義務付けております。 また、市も同様に公表できる旨の規定を設けており、地域との調和が図れるよう、再生可能エネルギー発電事業の情報を積極的に発信してまいります。	
60	その他（再エネ政策）	○歯止めのかからないメガソーラー設置については熟議すべきではないか。原発災害の構造と同じく、メガソーラーの設置は利益が地元還元されない課題があると思う。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○再生可能エネルギーの導入は国の政策目標により大きく推進され、特に東日本大震災後に施行された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等により再生可能エネルギー発電施設の設置が全国的に加速したところです。 このような背景から本市においても、特に山地等を中心にメガソーラーの建設が相次ぎ、ノーモア メガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 本市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の設置状況等の現状を考慮し、本条例において発電施設の設置禁止区域の設定や許可制を速やかに導入する必要があると考えております。	
61	その他（災害の危惧ほか）	○大規模な再生可能エネルギー発電施設の開発は、自然環境を破壊し、自然災害を誘発する危険があり大変心配している。 自宅の屋根に太陽光発電パネルを設置するなど個人で運用できる範囲で再生可能エネルギーの利用を推進すべきではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に沿うように、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護や獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐために山地等への発電施設の設置を規制するものであります。 一方で、ゼロカーボン社会の実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的としており、本条例では、出力10キロワット未満のいわゆるご家庭や個人で使用する規模の太陽光発電施設は規制の対象外としております。 また、本市において、脱炭素住宅整備助成事業による住宅用太陽光発電システムの助成や普及啓発に取り組むなど一般家庭用の再生可能エネルギー導入の促進に努めております。	
62	その他（適正な施設運営）	○ソーラーシステムによる発電は負の資産にならないのでしょうか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、山地等を中心に再生可能エネルギー発電施設の設置禁止区域を定めております。また、禁止区域以外の区域では発電施設の設置許可制を導入することとなります。 設置許可にあたっては、許可基準を設け、設置後の定期報告や維持管理等を発電事業者の義務とすることで、適正な発電施設の設置及び管理を図ることとしております。 ○撤去費用等の確保については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき廃棄等費用積立制度が創設されました。これにより、法に基づく認定事業者は、原則として認定期間の終了前10年間を積立期間とする義務が課されることとなります。当該認定事業者以外の発電施設の解体・撤去に係る制度化に関しても、国において検討が進められており、市として動向を注視してまいります。 本条例では、事業者に対して撤去費用等の確保を義務化し、当該費用の確保状況を定期報告において毎年度確認することで実効性を高めていくこととします。	

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
63	その他（規制と財産権）	○禁止区域を設定することについては、土地の利用について憲法に定める財産権を侵害することにならないのか。 土地利用の制限に関する事業者との裁判になった際に、市は必ず勝訴できる見込みはあるのか。	条例に規定すべき内容ではないと考えられるため、骨子の修正はいたしません。	○本条例の禁止区域は、私有財産を再エネ発電施設設置の用途に活用できないという面で財産権の一部に制限をかけることとなりますが、すべての用途で制限するものではありません。一方で、条例よって、地域住民の安全安心な暮らしが確保されるなど地域の生活環境は維持されることとなります。これら公共の利益が守られるという観点から、禁止区域の設定には合理性があるものと判断しております。 ○訴訟等になれば、司法の立場からこのことが判断されるものと考えております。	
64	その他（条例制定と国の政策）	○毎日眼にする美しい山々が破壊されていく姿に、憤りと苦々しさを思わない日は無い。遅きに失したが、これ以上の自然破壊と災害発生の危険をくい止めて欲しい。 再生可能エネルギーの拡大という大義名分のもとに、市民の生活環境や災害保全が顧みられない現行の法律には問題点が多い。これを言葉や態度を発しないことが、他者から軽んぜられることに繋がることになるのではと危惧する。 市長の一層のリーダーシップを期待するところです。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○再生可能エネルギーの導入は国の政策目標により大きく推進され、特に東日本大震災後に施行された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等により再生可能エネルギー発電施設の設置が全国的に加速したところです。 このような背景から本市においても、特に山地等を中心にメガソーラーの建設が相次ぎ、ノーモアメガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 ○本条例は、森林の伐採等により災害発生のリスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモアメガソーラー宣言」の趣旨を踏まえ、公共の利益を守る観点から市域の約7割に及ぶ区域を発電施設の設置禁止区域に設定するとともに許可制を導入し適正な設置及び管理を図ることとしております。	
65	その他（外資系事業者による発電事業）	○そもそも再生可能エネルギーを利用しての発電は電力供給が安定せず、施設建設は自然を破壊する原因にもなり、建設・運営会社が外国企業もしくは外国が関わる日本企業である場合は利益のみを求めて環境に配慮しない運営を行ったり、国防に対する懸念も出てくるため、いかなる場合でも施設建設の許可は出すべきではないと思う。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○再生可能エネルギーの導入は国の政策目標により大きく推進され、特に東日本大震災後に施行された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等により再生可能エネルギー発電施設の設置が全国的に加速したところです。 このような背景から本市においても、特に山地等を中心にメガソーラーの建設が相次ぎ、ノーモアメガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 ○本条例は、森林の伐採等により災害発生のリスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモアメガソーラー宣言」の趣旨に則り、公共の利益を守る観点から市域の約7割に及ぶ区域を発電施設の設置禁止区域に設定するとともに、許可制を導入し適正な設置及び管理を図ることとしております。 ○本条例では、発電事業者の属性によって規制の内容を区分し、設置要件として許可基準を設け、維持管理等も適切に行われるよう定期報告等の義務規定を定めております。	
66	その他（課題のある再エネ発電施設の拒否）	○私は太陽光発電は百害有って一利無しだと思います。大量のパネル設置が必要、太陽が出ないと発電できない、日照りが強すぎても発電できない、パネルを設置した土地は活用ができない、火災が起きても水での消火ができない、雪の重みや地震に耐えられない、使用不能となったパネルの処分方法が確立できていない、管理が行き届かなければ劣化して危険な状態のまま放置される…等が考えられるからです。風力発電も同様に、天候に左右される、景観悪化、環境破壊、維持費に見合った発電量となるか…等の問題が挙げられます。このことから、人命を危険に晒し自然破壊をするような再生可能エネルギーでの発電は拒否すべきである。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○再生可能エネルギーの導入は国の政策目標により大きく推進され、特に東日本大震災後に施行された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等により再生可能エネルギー発電施設の設置が全国的に加速したところです。 このような背景から本市においても、特に山地等を中心にメガソーラーの建設が相次ぎ、ノーモアメガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 ○本条例は、森林の伐採等により災害発生のリスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモアメガソーラー宣言」の趣旨に則り、公共の利益を守る観点から市域の約7割に及ぶ区域を発電施設の設置禁止区域に設定するとともに、許可制を導入し適正な設置及び管理を図ることとしております。	
67	その他（メガソーラー開発の問題）	○様々な問題が浮き彫りになっているメガソーラーに関して、昔の人々が大事に守ってきた神聖な山を投資家たちの金儲けにされてはならない。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○再生可能エネルギーの導入は国の政策目標により大きく推進され、特に東日本大震災後に施行された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等により再生可能エネルギー発電施設の設置が全国的に加速したところです。 このような背景から本市においても、特に山地等を中心にメガソーラーの建設が相次ぎ、ノーモアメガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 ○本条例は、森林の伐採等により災害発生のリスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモアメガソーラー宣言」の趣旨を踏まえ、公共の利益を守る観点から市域の約7割に及ぶ区域を発電施設の設置禁止区域に設定するとともに、許可制を導入し適正な設置及び管理を図ることとしております。	
68	その他（既存発電事業者への費用負担等）	○現在設置されている太陽光パネル、風力発電により、土砂崩れ等が起きている箇所に関しては事業者がその費用を負担し、市民の税金を使わずに改善すること。	条例に規定せず、行政指導で対応すべきなので、骨子の修正はいたしません。	○条例では、既存の発電施設も含め発電施設の立地に起因して発生した土砂崩れ等に対し復旧や報告を義務付けており、これに係る費用は、当然に事業者が負担するものであると考えます。 また、仮に復旧費用等を市が負担した場合であっても、原因者である発電事業者へ求償するものとなります。	

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
69	その他（既存発電施設の撤去・原状回復）	○すでに問題が起きている箇所においては、失われた自然環境を取り戻すため撤退および原状回復を求める	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○法の不遡及の原則により、本条例を遡及して適用することは困難であります。しかし、条例施行日前に設置済み又は工事中の既存発電施設に対して、条例施行後の事象に対する義務を課すことは合理的な範囲で可能であると捉えております。 そのため、本条例では、附則において、土砂流出防止のための維持管理や災害発生時の復旧等、一部の義務規定を稼働中及び工事中の発電事業者に適用することとしております。 ○発電事業終了後の原状回復の義務化に関しては、事業者の権利保護の観点から、法的に困難であると法律家から助言をいただいております。そのため、本条例では、発電事業廃止後の原状回復を努力義務として規定し、原状回復のあり方等について運用マニュアル等で示しながら、適切に事業者を指導してまいります。 また、発電施設撤去に関しては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき廃棄等費用積立制度が創設されました。これにより、法に基づく認定事業者は、原則として認定期間の終了前10年間を積立期間とする義務が課されることとなります。当該認定事業者以外の発電施設の解体・撤去に係る制度化に関しても、国において検討が進められており、市として動向を注視してまいります。	
70	その他（再エネ発電施設の設置禁止）	○これ以上の再生可能エネルギー発電施設の設置は禁止とすること	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、森林の伐採等により災害発生リスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に則り、公共の利益を守る観点から市域の約7割に及ぶ区域を発電施設の設置禁止区域に設定、許可制を導入し適正な設置及び管理を図ることとしております。 一方で、再生可能エネルギーの導入などによりゼロカーボンを達成することは本市の政策目標でもあります。本条例の設置基準を満たすゼロカーボンに資する適正な発電施設の設置は認めていく考えです。	
71	その他（再エネ政策）	○再生可能エネルギーを善とする考えそのものに反対。国策だからではなく、福島市にそぐわなければ撤退も可能なものとして欲しい。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、森林の伐採等により災害発生リスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に則り、公共の利益を守る観点から市域の約7割に及ぶ区域を発電施設の設置禁止区域に設定するとともに、許可制を導入し適正な設置及び管理を図ることとしております。 一方で、再生可能エネルギーの導入などによりゼロカーボンを達成することは本市の政策目標でもあります。本条例の設置基準を満たすゼロカーボンに資する適正な発電施設の設置は認めていく考えです。	
72	その他（電力の地産地消）	○再生可能エネルギーを善とする考えそのものに反対であるが、仮に100歩譲って再エネ善とするならば、福島市の自前のエネルギーとして活用を検討すべきと考える。	骨子の修正はいたしません、今後の検討課題とします。	○電力の地産地消に関しては、国の政策として議論がなされ、全国的に徐々に取り組みが進められていることから、今後の課題と捉えております。	
73	その他（再エネ発電施設の立地）	○再生可能エネルギー発電施設の規制と推進の両立の方策の一つとして、ゴルフ場跡地や牧場の一部を利用した小規模な土地利用が考えれるか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護や獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐことを目的としております。 一方で、ゼロカーボン社会の実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的としており、発電施設の設置禁止区域以外においては、本条例の許可基準を満たすことを条件に、ゴルフ場や牧場の一部の土地利用などによる発電施設の設置は認めていく考えです。	
74	その他（生態系調査・地質調査の要求）	○発電施設の設置にあたっては、猛禽類の生息調査について、複数の専門家による調査を県や国に求めてほしい。 地質の調査についても同じように複数の専門家に調査してもらうよう要求してほしい。	条例に規定せず、行政指導で対応すべきなので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、生息動植物の保護の観点から鳥獣保護区を設置禁止区域としているほか、大規模な発電施設の設置計画では、環境影響評価制度において猛禽類の生息調査等を発電事業者が自ら行い、環境への影響を評価するものとされております。 また、本条例では、許可基準の一つに「防災上必要な措置が、規則で定める基準に適合していること」と規定しており、発電事業者は設計段階で地質の調査を行い、災害等が発生しないよう適正な設計を行うこととしております。	
75	その他（法定外税制の導入）	○山林を伐採してまで再生可能エネルギーを建設するのは、おおきな矛盾を感じることから、宮城県のように地域共生促進税条例の導入が望ましいと思う。太陽光パネルだけでなく風力発電においても適用が必要である。	骨子の修正はいたしません、今後の検討課題とします。	○先行自治体のような課税による抑制方法もありますが、本条例は禁止区域の設定や設置許可制の導入により規制することといたします。 なお、宮城県で運用している法定外税制については、今後、必要に応じて検討いたします。	

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
76	その他（住宅用太陽光システムの導入促進）	○再生可能エネルギーの必要性は、理解できます。でも、景観が損なわれることには、疑問もあります。 ○災害への対策には、個々の家がエネルギーを確保するツールをもっていることが大切になります。住宅用太陽光システムの導入を進めることで、メガソーラーに多くを頼らず、市民生活は円滑に流れるようになります。地域で作った電力は、地域で使うことが最も効率的です。再エネの地産地消を進めることは、循環型脱炭素社会の構築につなげることにもなります。	骨子の修正はいたしません、今後の検討課題とします。	○本条例は、森林の伐採等により災害発生リスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に則り、公共の利益を守る観点から市域の約7割に及ぶ区域を発電施設の設置禁止区域に設定するとともに、許可制を導入し適正な設置及び管理を図ることとしております。 ○本条例では、建築物の屋根や壁に設置される太陽光発電施設は、規制の対象としておりません。 本市の掲げる脱炭素社会の実現のためには、各家庭での取り組みが重要であり、その一つとして住宅用太陽光システムの導入が挙げられます。本市においては、脱炭素住宅整備助成事業による住宅用太陽光発電システムの助成や普及啓発に取り組むなど一般家庭用の再生可能エネルギー導入の促進に努めております。 なお、電力の地産地消に関しては、国の政策として議論がなされ、全国的に徐々に取り組みが進められていることから今後の課題と捉えております。	
77	その他（風力発電施設の規制緩和）	○ゼロカーボンシティ実現の為には自然エネルギーの活用は絶対に必要であり、今回の規制強化の条例には反対する。 ○むしろ風力発電に関しては、太陽光よりも自然環境への影響が少ないことから積極的に推進すべきだと思う。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護や獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐことを目的としております。 一方で、ゼロカーボン社会の実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的としており、再生可能エネルギー発電施設の必要性を否定するものではなく、本条例の設置基準を満たすゼロカーボンに資する適正な発電施設の設置は認めていく考えです。 ○太陽光発電施設と風力発電施設及ぼす周辺環境等への影響は必ずしも同様でないため、禁止区域等を区別して設定するものです。	
78		○太陽光発電よりも環境に与える影響の少ない風力発電の規制は緩和すべきであると考えてる。			
79		○再生可能エネルギーとして太陽光発電と風力発電を同列に考えてはいけないと思います。 ○条例案からの風力発電の項目の削除、もしくは大幅な緩和を求める。			
80	適用関係（適用除外規定の追加）	○地方自治体の行政運営において、従前は許容されていた営業を制限する法令が制定される場合に、既にその営業を行っている者又はその営業開始の準備をしている者がいる時は経過規定を設けるなど、当該事業者の営業を一定の条件のもとに容認する措置が執られるのが通例と理解しています。これは憲法上保障された権利である営業の自由ないし職業選択の自由との関係で、当該事業者の地位を不当に害することのないようにすることが根拠と考えております（最高裁判所平成16年12月24日判決（紀伊長島町水道水源保護条例事件）の最高裁判所調査官解説に「条例による事業者に対する規制に関し経過措置を設けることが通例である」等の見解が示されています）。この点に関し、例えば「丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例」は環境影響評価法に基づく配慮書に係る関係行政機関の意見聴取の手続きを行っている事業を適用除外、「石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」は環境影響評価法に基づく方法書が送付された事業を条例の適用対象外としています。これらの条例より厳しい規制が見込まれる本条例においても、最低限、環境影響評価において準備書段階まで至った事業を適用除外とする経過措置を規定していただきたくお願い申し上げます。 なお、経過措置の設定に関し、工事が着工すれば多額の費用負担が生じるためその時点で適用有無を区別するべきとの考慮や、工事着工時に規制を適用しても事業者にも与える影響が軽微であるので問題がないとの判断から、工事着工の前後を基準とする考え方もあるとは思いますが、環境影響評価手続きは、長期間かつ相当の費用を要する対応が必要であり、工事着工による費用負担と比較しても大きく異ならず、また、環境影響評価を終了していても工事着工前であれば規制対象となると、事業者にも与える影響は甚大であることから、最低限、準備書段階まで進んだ事案については本条例の適用除外としていただきたいと考えた次第です。	施行規則等に規定予定ですので、骨子の修正はいたしません。	○規制立法を行う場合は、対象事業者の権利保護と規制目的とを比較考慮し、適用除外の詳細について施行規則等に規定する予定です。	
81	適用関係（適用除外規定の追加）	○特に環境影響評価法の対象となる風力発電事業を計画している事業者は、事業実現に向けて相当額の開発費用を長期に投下し、地元調整、各種設計・許認可協議を進めてきており、一定程度開発の段階が進行した発電事業は、適切な経過措置を勧案することが将来のエネルギー政策にも有用と考えるのがいかか。例えば環境影響評価手続きにおける準備書段階まで進行した事業は経過措置の対象とするなど。			

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
82	その他（先達山に対する意見）	○先達山の開発は設置時の約束・言質を反故にして進められており、市が法的に告発して工事の中止、そして原状回復を求めるべきではないか。	条例に規定せず、行政指導で対応すべきなので、骨子の修正はいたしません。	○現状、先達山の太陽光発電施設は法的には適法として施工されており、市に工事中止や原状回復を命ずる権限はありません。市としては、発電施設の規模縮小や緑化の先行工事を求めるなどの行政指導を継続的に行っております。 また、他法令に抵触するなどの違法性があるものと判断される場合は、関係機関と連携して適切に対応いたします。	
83	その他（先達山に対する意見）	○先達山の太陽光発電施設について、①～④について説明してほしい。 ①先達山の太陽光発電施設の設置に対し、市長や市議会議員はなぜ賛成したのか。 ②先達山にメガソーラーを設置することは正しいことか。 ③市の経済的なメリットは何か。 ④耐用年数経過後の廃棄や処分はどのように行われるか。	条例に規定せず、行政指導で対応すべきなので、骨子の修正はいたしません。	①先達山の太陽光発電施設の設置に対しては、環境影響評価制度に基づき、市から事業者に対し、「福島市の豊かな自然と魅力ある景観は、次世代に守り継ぐべき大切な宝である。福島市は、当該事業が福島市の自然環境に修復不可能な影響を与えることを容認しない。」等の意見を述べております。また、当該事業は民間事業者による開発事業であり、市がこれに協力している訳ではございません。 ②先達山におけるメガソーラーの設置に関しては、景観悪化等の課題があるものと捉えており、規模の縮小、緑化の先行工事を求めるとともに、環境影響評価手続きで示されたフォトモンタージュの通りの景観になるよう必要な行政指導を行っております。本条例は、森林の伐採等により災害発生リスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に則り、法令上可能な範囲で発電施設の設置禁止区域を設定するとともに、適正な設置及び管理に関する規定を定めております。 ③発電施設の立地に伴う、市の経済的なメリットとしては、市税（固定資産税）収入の増加が挙げられます。 ④撤去費用等の確保については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき廃棄等費用積立制度が創設されました。これにより、法に基づく認定事業者は、原則として認定期間の終了前10年間を積立期間とする義務が課されることとなります。 発電事業終了後の原状回復の義務化に関しては、事業者の権利保護の観点から、法的に困難であると法律家から助言をいただいております。そのため、本条例では、発電事業廃止後の原状回復を努力義務として規定し、原状回復のあり方等について運用マニュアル等で示しながら、適切に事業者を指導してまいります。	
84	その他（先達山に対する意見）	○市民向けの説明会を開催し、市民を納得させてほしい。	条例に規定せず、行政指導で対応すべきなので、骨子の修正はいたしません。	○先達山のメガソーラー建設に関する説明会やお知らせは本来事業者が行うべきことではありますが、市に対して多くの問い合わせが寄せられることとなったことから令和6年6月に市ホームページ内に特設ページを開設しております。 その後、事業者においても建設工事の進捗状況等をお知らせする専用のホームページが開設されております。 なお、本条例において、新たに設置許可を受けようとする発電事業者は、近隣住民等に対して説明会を開催することが義務付けされますが、法の不遡及の原則により、先達山のような条例施行日前に設置済みまたは工事中の既存発電事業者に対し本条例を遡及して適用することは困難であります。 これらの既存発電事業者に対して、条例施行後の事象に対する義務を課すことは、合理的な範囲で可能と考えられますが、説明会の開催を義務付けることは事業者に対して過大な負担を強いることとなるため、困難であると考えます。 市としては、市民の皆さまに周知、理解が図れるよう、今後も継続して事業者への対応を行ってまいります。	
85	その他（先達山に対する意見）	○福島市においては、かねてから問題となっているように先達山が広範囲で伐採され山肌が露出している状況です。森林は、「二酸化炭素を酸素に変える」「土砂崩れを防ぐ」「水を浄化する」等の大事な役割があり、守っていかなければならないものであるはずなのに真逆の行為をしてしまっています。そして、実際に降雨により土砂が流出してしまいました。また、「何のための発電施設か」を市が把握していないことも由々しき事と思います。市内の施設や住宅に電力を供給するならまだしも、供給先が分からない不審な施設が市内に建設されることには不安を覚えます。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、森林の伐採等により災害発生リスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に則り、法令上可能な範囲で発電施設の設置禁止区域を設定し、適正な設置及び管理に関する規定を定めております。 また、本条例では、発電事業者は企画段階で市と事前協議を行い、設置後の定期報告を義務とするなど、市内の発電事業を適正に把握することとしております。 なお、電力の地産地消に関しては、国の政策として議論がなされ、全国的に徐々に取り組みが進められており、今後の課題と捉えております。	
86	その他（先達山に対する意見）	○先達山を含む福島市の素晴らしい景観を失う開発には反対の立場です。烏ヶ崎展望台から眺めていた関西からの旅行者に先達山の禿げ上がった斜面のことを聞かれましたが、東北を旅して最後に福島県に来られて目にするようになった惨状を悲しそうに嘆いている様子を見て、心が痛くなりました。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、森林の伐採等により災害発生リスクが高まることや、景観の悪化をまねくおそれがある山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言」の趣旨に則り、法令上可能な範囲で発電施設の設置禁止区域を設定し、適正な設置及び管理に関する規定を定めております。	

No.	該当する項目	ご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方	別紙
87	その他（先達山に対する意見ほか）	○花見山、吾妻山、四季の果物と観光の街の景観をはなはだ汚している先達山をはじめとしたメガソーラー。歴史を大切にすどころか、要らない歴史を築いている行政はメンバーチェンジすべきと強く願う。自然に生かされている人間の立場をもっと認識してほしい。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○再生可能エネルギーの導入は国の政策目標により大きく推進され、特に東日本大震災後に施行された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等により再生可能エネルギー発電施設の設置が全国的に加速したところ。このような背景から本市においても、特に山地等を中心にメガソーラーの建設が相次ぎ、ノーモアメガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 ○本条例は、本市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の設置状況やその課題等を踏まえ、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護や獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボン社会の実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的としております。 具体的には、山地等でのメガソーラー立地を望まないとする「ノーモアメガソーラー宣言」の趣旨に則り、法令上可能な範囲で発電施設の設置禁止区域を設定し、適正な設置及び管理に関する規定を定めております。	
88	その他（森林保全）	○水源の森、自然豊かな観光地、きれいな水を次世代に守り継ぐよう「福島メガソーラー条例案」を真剣に考えてほしい。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○再生可能エネルギーの導入は国の政策目標により大きく推進され、特に東日本大震災後に施行された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等により再生可能エネルギー発電施設の設置が全国的に加速したところ。このような背景から本市においても、特に山地等を中心にメガソーラーの建設が相次ぎ、ノーモアメガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 ○本条例は、「ノーモアメガソーラー宣言」の趣旨を踏まえ、公共の利益を守る観点から市域の約7割に及ぶ区域を発電施設の設置禁止区域に設定するとともに許可制を導入し適正な設置及び管理を図ることとしております。 ○本条例は、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐことを目的としております。 一方で、ゼロカーボン社会の実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することも目的としており、発電施設の設置禁止区域以外においては、本条例の許可基準を満たす発電施設の設置は認めていく考えです。	
89		○森林減少は保水機能の減退につながり、水不足や水害の被害を広げることになりかねない。また、政府は2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言したが、結果として前述のような森林減少による弊害を引き起こしつつある。さらには、酸素供給元をも減らすことから、一面的な数値目標の追求で新たな矛盾に陥っているものと言わざるを得ないと思う。			
90		○保安林指定の趣旨を鑑みて条例による設置規制を図るのはもちろんであるが、再生可能エネルギー事業は森林の減少による弊害も引き起こしつつあり、また酸素供給元をも減らすことなどの可能性も踏まえた上で慎重な計画の策定に当たられたい。			
91		○森林の伐採等自然破壊や景観の悪化をまねく発電施設の設置に反対しており、これ以上福島市の魅力が破壊されないよう、発電施設の適切な設置を望む。			
92		○吾妻山の景観と自然環境を守ってほしい。			
93		○再生可能エネルギーは不可欠であるが、景観、自然破壊をできるだけ最小限に抑えるよう、十分な配慮を願う。			
94	その他（国、県と市の関係）	○福島市としてより強力に県や国に物を言うべきではないか。	条例に規定すべき内容ではないと考えられるため、骨子の修正はいたしません。	○再生可能エネルギーの導入は国の政策目標により大きく推進され、特に東日本大震災後に施行された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等により再生可能エネルギー発電施設の設置が全国的に加速したところ。このような背景から本市においても、特に山地等を中心にメガソーラーの建設が相次ぎ、ノーモアメガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 ○本市としては、これまでも各事業担当部署から必要な意見や要望を国や県に対して行っており、引き続き必要に応じ国・県と連携協議してまいります。	
95		○市が県に対してしっかりと異議を唱えられるように文言を盛り込むべきではないか。現にこの先達山のクレーム処理係が市の環境課になってしまっているが、本来なら知事が認可したので県の責任である。			